

放課後子供教室と放課後児童クラブの連携

放課後児童クラブについて

* 25

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る
(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

【現状】(クラブ数及び児童数は平成25年5月現在)

- クラブ数 21,482か所 (参考:全国の小学校20,836校)
- 登録児童数 889,205人 (全国の小学校1~3年生約325万人の24%程度=約4人に1人)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 8,689人[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,612か所]

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)
→平成26年度末までに111万人(小学校1~3年生の32%=3人に1人)の受入れ児童数を目指す

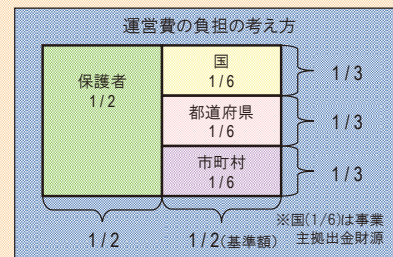
【事業に対する国の助成】

○平成26年度予算 332.2億円
※児童育成事業費(特別会計)による補助

- 運営費 か所数の増(27,029か所→27,750か所)
・おおむね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
・例:児童数が40人の場合、1クラブ当たり基準額:342.7万円(総事業費685.4万円)
・学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成。

- 整備費
・新たに施設を創設する場合(基準額:2,355.6万円)のほか、改築、大規模修繕及び拡張による整備を支援。
※運営費は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。整備費(創設、改築等)は、国・都道府県・設置者が3分の1ずつ負担。
整備費(改修・備品購入)は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。

(参考)保育緊急確保事業(内閣府予算に計上:51億円)
放課後児童クラブについて、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、「小1の壁」の解消に向け、開所時間の延長を促進する。

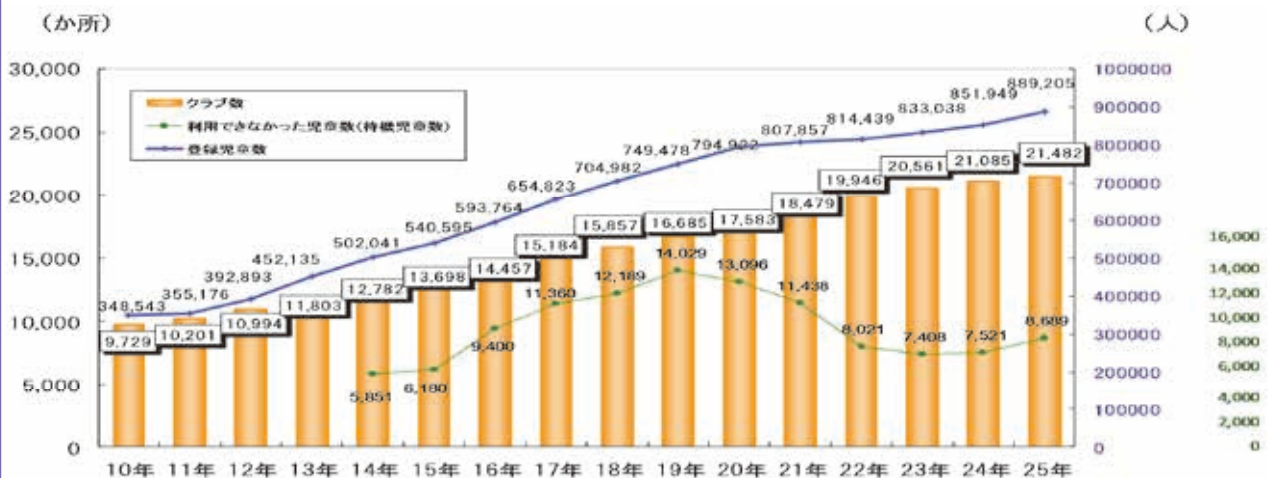


放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

* 25

平成25年では、クラブ数は2万1,482か所、登録児童数は88万9,205人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約2.2倍、児童数は約2.6倍となっている。また、**クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は、8,689人(最大の19年に比べて約6割)**となった。

【参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



※各年5月1日現在(厚生労働省育成環境課調)

放課後対策の総合的な推進について

* 26

産業競争力会議課題別会合(平成26年5月28日)
下村文部科学大臣・田村厚生労働大臣提出資料

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策に取り組む

現状

- 共働き家庭などの児童に対し、放課後に適切な遊び・生活の場を提供する放課後児童クラブを実施
平成25年には約89万人が利用
*登録児童数 平成19年:749,478人 → 平成25年:889,205人 / *クラブ数 平成19年:16,685か所 → 平成25年:21,482か所
- また、平成19年から放課後子どもプラン（放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に、又は連携して実施）を開始したが、十分に進んでいるとは言えない

- 放課後児童クラブを希望しても利用できなかった児童が存在
※平成19年:14,029人 / 平成25年:8,689人

- 保育所と比べると開所時間が短い ※18時を超えて開所しているクラブ:約62%(平成25年) / 保育所:約85%(平成23年)
※平成26年度予算(保育緊急確保事業)に、長時間開所するクラブへの支援のための費用を計上

⇒ 就学児童の放課後の安心・安全な居場所の整備を進め、子供が小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況(いわゆる「小1の壁」)を打破する必要

- 次代を担う人材の育成の観点から、放課後における多様な体験・活動の機会の拡大が重要

⇒ 共働き家庭などの児童に限らず、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるようにする必要

小1の壁の打破

放課後対策の総合的な推進

次代を担う人材の育成

◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備

- 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進
- 放課後児童クラブの拡充
- 放課後子供教室の拡充

◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応



放課後対策の総合的な推進について

* 26

産業競争力会議課題別会合(平成26年5月28日)
下村文部科学大臣・田村厚生労働大臣提出資料

「小1の壁」を打破するため、共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保

次代を担う人材の育成のため、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができる環境を整備

○放課後児童クラブの拡充

- 賃借によるクラブ開設を支援
- 幼稚園等の活用の支援を充実
- 高齢者、主婦等による送迎を支援
- 開所時間の延長を促進
- 女性の活躍の推進等による担い手の確保

○一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進

- モデルケースを地方公共団体に提示
※ 一体型でない場合についても、連携のモデルケースを提示する。
- 一体型の整備の支援を充実

○放課後子供教室の拡充

- 全ての児童を対象とした学習支援・多様なプログラムの充実
- 大学生、企業OB、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画促進

※ 国は、市町村行動計画を策定して整備する市町村に対し、財政支援

学校の余裕教室等を徹底活用 (別紙参照)

- 放課後児童クラブについて、平成31年度末までに約30万人分を新たに整備 (約90万人⇒約120万人)

- 全小学校区(約2万か所)で一体的に、又は連携して実施

- 約1万か所以上を一体型とする (約600か所⇒約1万か所以上)

※同じ学校内等で、地域のニーズに応じ、毎日又は定期的に、一体的に実施

※一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施

※全小学校区で放課後子供教室を整備(約1万か所⇒約2万か所)

◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

※必要な予算については、今後平成27年度予算等において要求

サービスの水準・種類に対する多様なニーズに対し、地域の民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせで対応
→ 放課後児童クラブについて、本来事業に加え、高付加価値型のサービスを提供する民間企業の参入 等



放課後対策の総合的な推進について

* 26

産業競争力会議課題別会合(平成26年5月28日)
下村文部科学大臣・田村厚生労働大臣提出資料

ポイント

全ての児童に安全・安心な居場所の確保

- 共働き家庭等の児童の家庭に代わる生活の場を確保
- 小学校の余裕教室等を活用し、校外に移動せずに安全に過ごせる場所を確保
- 特別な支援の必要な児童にも十分に配慮

次代を担う人材を育成する観点から、多様な体験・活動の機会を拡大するため、プログラムや学習支援を充実

- 共働き家庭等が専業主婦家庭かを問わず、全ての児童と一緒に体験・活動
- 地域のニーズや資源を踏まえ、多様なプログラムを提供

学校と一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室との密接な連携

- 小学校の教職員と放課後児童クラブ・放課後子供教室の職員とが日常的・定期的に情報交換を行い、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応
- 学校だけでなく、家庭とも密接に連携

一体型のイメージ



※ 一体型の中には、放課後子供教室を毎日開催するものと、定期的に開催するものがある
※ 一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施

放課後対策の総合的な推進について

* 26

産業競争力会議課題別会合(平成26年5月28日)
下村文部科学大臣提出資料

◇ **学校施設(余裕教室等)の一層の活用促進に向けて、首長部局と教育委員会の連携を図るための総合教育会議(現在、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案が国会審議中)を活用する。**

新たに開設する放課後児童クラブの約80% (H31年度末) を小学校内で実施
放課後児童クラブの小学校内での実施率は約50% (H25年度)

● 教育委員会が福祉部局と連携しつつ、当事者として、一体型の運営に責任を持つ仕組みづくりの構築を促進

● 両省連名で改めて、放課後子どもプランの活用促進や転用手続が弾力化されていること等の通知、周知徹底

● 市町村・各学校に設置する協議会(学校関係者・放課後児童クラブ・放課後子供教室などの関係者が参画)において

学校施設の使用計画等について検討(学校施設の活用状況等の公表促進なども含む)

※併せて学習プログラムの充実を図る

- ・ 全ての子供を対象とした学習支援・多様なプログラムの充実
- ・ 大学生、企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画促進
- ・ 図書館・体育館などの利用促進のため、図書ボランティア・スポーツ活動ボランティア等の配置

余裕教室活用状況(小中学校別内訳)

*28

(単位:室)

学校区分	余裕教室数①	活用教室数②	当該学校施設として活用	他の学校の施設として活用		学校施設以外への転用	社会教育施設等	地域防災用備蓄倉庫	児童福祉施設		放課後児童クラブ	放課後子供教室	社会福祉施設	その他	未活用教室数①～②	活用計画あり	活用計画無し	
				特別支援学校	その他の学校				保育所	児童館等								
小学校	100%	99.3%													0.7%			
	43,147	42,835	39,190	166	37	129	8.1%								100%	62.5%	37.5%	
								100%	4.7%	8.7%	1.5%	5.3%	62.0%	6.6%	2.7%	8.5%	312	195
中学校	100%	99.4%													0.6%			
	21,408	21,272	21,023	65	27	38	0.9%								100%	60.3%	39.7%	
								100%	15.8%	44.6%	6.0%	1.1%	4.3%	0.5%	2.7%	25.0%	136	82
合計	100%	99.3%													0.7%			
	64,555	64,107	60,213	231	64	167	5.7%								100%	61.8%	38.2%	
								100%	5.3%	10.5%	1.7%	5.1%	59.1%	6.3%	2.7%	9.3%	448	277

公立小中学校における余裕教室の活用状況について(平成25年5月1日現在)

総合教育会議について

*29

総合教育会議について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において設置される教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関



- ◆ 首長は、現行制度においても、私学や大学、福祉等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政に大きな役割を担っている。
- ◆ 一方、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことができていないという指摘もある。
- ◆ このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団体に設置する。

1. 構成メンバー

○ 構成員は執行機関である首長と教育委員会。○ 議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聴くことが可能。

2. 協議事項等

○ 総合教育会議において協議し、調整する事項は以下のとおり。

- ① 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- ② **教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策**
(例)耐震化の推進、教職員の定数の改善、**福祉部局と連携した総合的な放課後対策** 等
- ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
(例)いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策 等

○ 首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行。

3. 会議の運営等

- 総合教育会議は首長が招集。
- 教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めることも可能。
- 総合教育会議は原則公開。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合には非公開とすることが可能。
- 議事録の作成・公表(努力義務)。
- その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定める。

「放課後子ども総合プラン」の全体像

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
 - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
 - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
 - 全小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
 - （約600か所⇒1万か所以上）を目指す
 - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても二ーズに応じ、余裕教室等を活用
 - ※放課後子供教室の充実（約1万カ所⇒約2万カ所）

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
 - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策
 - などを記載し、計画的に整備
- ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化
 - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
 - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
 - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
 - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
 - 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
 - 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
 - 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
 - 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
 - ・学校施設を活用してもなお地域に利用二ーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
 - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

「放課後子ども総合プラン」の推進

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

取組の現状

	放課後子供教室（文部科学省）	放課後児童クラブ（厚生労働省）
趣旨	すべての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する。	共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。（児童福祉法第6条3第2項に規定）※平成25年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした。（平成27年4月施行予定）
H26予算額	5,147百万円の内数(25予算額:4,924百万円)※ ※放課後子供教室H26予算額=「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(38億円)」+「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業(13億円、新規)」計51億円の内数 H25予算額=「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(49億円)」の内数	33,223百万円(25予算額:31,576百万円)
実施か所数(クラブ児童数)	10,376か所(平成25年度)	21,482か所(889,205人)(平成25年5月)
実施場所	小学校 71.3%、公民館 13.2%、児童館 3.4%、 その他(中学校、特別支援学校など) 12.1% (平成25年度)	小学校(余裕教室) 28.1%、小学校(専用施設) 24.1%、 児童館 12.8%、その他(専用施設、公的施設など) 35.0%、 (平成25年5月)
開設日数	111日(平成25年度平均)	原則として長期休暇を含む年間250日以上
指導者	地域の協力者等	放課後児童指導員(専任)

国全体の目標（平成31年度末まで）

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設を徹底活用した実施促進
 - ・管理運営の責任の所在を明確化
 - ・既活用分を含めた余裕教室の徹底活用
 - ・放課後等の一時的な利用の促進
- 両事業の従事者・参画者の連携強化による共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による市町村における総合的な放課後対策の協議

- 全小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施（現行約600か所）を目指す
※放課後子供教室の充実（約1万カ所⇒約2万カ所）

- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備（約90万人⇒約120万人）
- 新規開設分の約80%を小学校内で実施（現行約52%）を目指す
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、二ーズに応じ、余裕教室等を活用